

---

令和 7 年度  
教育委員会の事務の  
管理及び執行の状況の  
**点検及び評価結果報告書**

---

令和 7 年 12 月  
高知市教育委員会

## ■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことがあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、「学校施設照明器具のLED化推進」、「不登校対策」、「学力向上対策」の3項目で点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開にいかし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書を御一読いただき、御意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた高知大学副学長の柳林信彦氏と元高知市教育委員会教育次長の溝渕隆彦氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

教育長 永野 隆史

### « 参照 »

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

# 目 次

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について	1
【対象事務 1】学校施設照明器具の LED 化推進	
～教育現場における省エネルギー化の推進～	3
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	4
○ 教育委員会事務の点検・評価総括表	
学校施設照明器具の LED 化推進	7
【対象事務 2】不登校対策	
～切れ目のない支援体制の構築と多様な学びの機会の確保～	9
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	12
○ 教育委員会事務の点検・評価総括表	
不登校対策	15
【対象事務 3】学力向上対策	
～学力向上推進室による児童生徒の確かな学びに向けた取組の充実～	17
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	20
○ 教育委員会事務の点検・評価総括表	
学力向上対策	23
■ 点検・評価委員からの意見等	25

# ■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

## 1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、都道府県、市区町村を問わず、全ての教育委員会には、その教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、議会に提出し、また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では、平成20年度から点検・評価を行い、業務の改善を図っています。

## 2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については、前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では、この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく、「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとして捉え、事務の改善につなげ、次年度の施策に反映させるため、対象年度を当該年度分とし、点検・評価を行いました。

## 3 項 目

点検・評価を行う項目については、全ての事務に対して行うことは難しいため、令和7年度の教育施策の重点課題として「学校施設照明器具のLED化推進」、「不登校対策」、「学力向上対策」の3項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については、翌年の市議会9月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基に御意見をいただきたいと考えています。

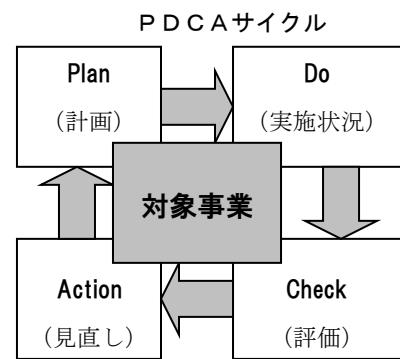
## 4 点検・評価の方法

### （1）概要

点検・評価の方法は、対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け、事業の成果や課題を挙げて、達成度と方向性を評価しました。

具体的には、各事業の達成度を「A A」、「A」、「B」、「C」、「D」の5段階（別表①参照）で評価することとし、各事業の方向性を「a」、「b」、「c」、「d」の4段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に、改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し、翌年度への見直しにつなげることとしています。



**別表① 「各事業の達成度」**

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。	達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
A	目標を上回る成果を上げている。	達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を上げた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

**別表② 「各事業の方向性」**

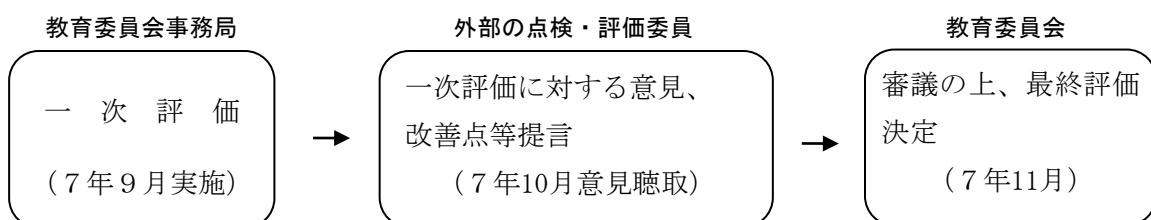
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	効果の低い事業を見直す必要がある。
d	事業の抜本的な見直しが必要である。

**別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」**

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

## (2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員2名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



## (3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、以下の2名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。

いただいた意見等は25ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
柳 林 信 彦	高知大学 副学長
溝 渕 隆 彦	元高知市教育委員会教育次長

## 対象事務 1

# 学校施設照明器具のLED化推進

～教育現場における省エネルギー化の推進～

本市では、令和3年5月に「2050ゼロカーボンシティ」を表明し、高知市地球温暖化対策地域推進実行計画において省エネルギーにつながる取組として、「照明設備のLED化」の推進を掲げるとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づき、令和4年8月には「高知市有施設包括的エネルギー管理標準」を策定して、省エネルギー化を推進している。関連付けて

学校施設においても、省エネルギー化を推進するとともに、児童生徒の学習環境の向上のため、これまで改修工事等に併せた照明設備のLED化に取り組んできたが、国際条約である「水銀に関する水俣条約」において、水銀灯の製造及び輸出入が、令和2年末で禁止され、さらに、全ての一般照明用の蛍光ランプの製造及び輸出入についても、令和9年末で禁止されることが決定されていることから、学校施設のLED化が喫緊の課題となっている。

学校施設のLED化は、令和7年4月現在で全体の約40パーセントに留まっている状況であり、学校施設の100パーセントLED化に当たり、財源の確保と財政負担の平準化も課題となっている。

現在、これらの課題を踏まえ、国が掲げる「公共施設の100パーセントLED化」の目標年度である令和12年度末までには、学校施設の100パーセントLED化が達成できるよう進めていく必要がある。

## 1 計画

### (1) 目標

令和12年度末を事業完了の目標として、令和8年度から照明設備のLED化に着手するため、未整備校について概算事業費を算出し、年次整備計画を策定する。

### (2) 目標設定の理由

水銀灯と蛍光管は、国際条約で製造・輸出入が禁止されるが、国内の製品が直ちに無くなるものではなく、国においても、令和12年度までに、既存設備を含めた政府全体のLED化率を100パーセントにする方針であるため。

### (3) 対象事務の現状

学校施設においては、これまで実施してきた大規模改修工事や耐震化改修工事、トイレ改修工事等において、工事エリアとなった箇所の照明設備について水銀灯及び蛍光管をLED照明へと取り替えてきたが、LED化率は約40パーセントに留まっていることに加え、部室やプール付属室などの小規模建物については、未整備となっている。

## 2 実施状況（令和7年度）

### ■学校施設照明器具のLED化推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
学校施設照明器具のLED化推進 ～教育現場における省エネルギー化の推進～	B	a

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」「d」の4段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

## 3 点検・評価対象事務の全体評価（令和7年度）

評価	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
----	-------------------------------

校舎、体育館、グラウンド夜間照明の、各々の概算事業費を算出した上で、年次整備計画の策定を進めている。

## 4 見直し

### (1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

LED化整備への全体の概算事業費を算出し、年次計画の策定は完了する見込みであるが、次年度以降に発注するための仕様の決定に当たり、大規模改造工事や耐震化改修工事、トイレ改修工事等以外の修繕等でLED化している箇所もあることから、未整備施設ごとの整備数量等を精査する必要がある。

### (2) 改善策の検討

モデル施設として選定した学校の校舎、体育館及びグラウンド夜間照明のLED化整備費用の積算を基に、未整備施設の延床面積等に応じた概算事業費を算出後、年次整備計画を策定する。

水銀灯は令和2年末で製造輸出が終了していることから、使用されている屋内運動場・グラウンド夜間照明から優先して整備を進める等を検討していく。

また、発注するための仕様の決定においては、施設ごとに整備数量等の精査方法を検討していく。

## ○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

LED化推進については、国際条約である「水銀に関する水俣条約」にて蛍光ランプの製造及び輸出入が禁止され、国においても公共施設の100パーセントLED化が目標とされていることから、その確実な年次計画の策定が求められている。

加えて、点検・評価委員からは、その対象が学校教育施設であるという側面から、児童生徒の教育を受ける権利を基本とした「教育環境の改善」という視点や、その施工に伴い教育活動へ配慮し、教育提供を妨げないような形で事業を推進することの重要性を提言いただいている。

また、LED化を環境教育、安全教育と連携させることにより、ハード整備という無機質な性格なものを、有機的な総合学習へ転換する視点もいただいている。

以下、いただいた4つの提言と、その提言に対応する取組について述べる。

### 提言① 令和12年度末までの事業完了に向けた年次計画の提示

#### 【提言①に対応する取組】

国が掲げる「公共施設の100パーセントLED化」の目標年度である令和12年度末までに、学校施設の100パーセントLED化を達成するため、令和8年度以降の5年間で目標が達成できるよう、確実な年次計画の策定が必要となっている。

年次計画モデル施設として選定した学校の校舎、体育館及びグラウンド夜間照明のLED化整備費用の積算を基に、未整備施設の延床面積等に応じた概算事業費を算出後、費用の平準化等を考慮しつつ令和7年度中に年次整備計画を策定していく。

### 提言② 学校に対する整備順位付けの説明

#### 【提言②に対応する取組】

水銀灯の製造及び輸出入が、令和2年末で禁止されていることから、まずは、体育館等に使用されている水銀灯のLED化を優先し、年次計画を策定する。

また、これまで大規模改造工事や耐震化改修工事、トイレ改修工事等によりLED化を推進してきたことから、比較的竣工年度が新しい学校や、新耐震基準である学校などは未実施の棟も多く、LED化が進んでいない状況である。

このため、このようなLED化が遅れている学校の状況等も踏まえた順位付けを行い、費用の平準化も検討した上で、年次計画を策定する。

### 提言③ 工事期間中における、良好な教育活動への配慮

#### 【提言③に対応する取組】

工事に当たり、児童生徒の安全確保や、授業への音の影響から、放課後や長期休暇を中心とした施工計画を検討するが、敷地内全体のLED化となるため、学習時間中の施工も想定する必要がある。

そのため、学習時間中は授業が行われていない教室の施工を行うなどの工夫をして、児童生徒及び教職員の教育活動にできる限り支障をきたさないよう配慮していく。

また、施工においては、机上や棚の整理など、学校の協力も必要不可欠となってくることから、年次計画が策定された段階で校長会などを通じて説明した上、施工段階で各学校に対して具体的な工程等を説明することにより、円滑な施工を推進する。

#### 提言④ LED化推進と学習指導との連携した取組

##### 【提言④に対応する取組】

「環境に関する教育」については、例えば、小学校の家庭科では「環境に配慮した生活」について、中学校の理科では「エネルギー」や「自然環境の保全」について、また技術・家庭科では「エネルギー変換の技術」について指導している。また、「環境に関する教育」については、学習指導要領解説総則編において、現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容の1つとして示されており、学校では教科横断的な視点をもって指導している。

中学校の技術科では、電気エネルギーを変換する技術として光への変換について学習をする。その中で、光へ変換する方法や特徴として電球の消費電力や寿命について取り扱うことが考えられる。また、LED導入の前後の電力使用量の違いを数値化し、客観的に捉えることで消費電力を抑制していることを理解させるなど、身近な題材を取り扱うことで各教科における目標を実感を持って学習できると考えられる。

教育委員会としては、令和8年度からの照明設備のLED化も1つの学習の契機や教材になり得るものと捉えている。学校の実態や指導計画等により、児童生徒にとって身近な学校のLED化を各教科等における「環境に関する教育」と関連づけて学習を展開しようと取り組む学校に対し、必要に応じて適切な支援を行う。

# 教育委員会事務の点検・評価総括表

様式1

## 【点検・評価対象取組】

学校施設照明器具のLED化推進  
～教育現場における省エネルギー化の推進～

教育委員会施策体系

基本方針：学校安全の体制整備

重点目標：学校施設照明器具のLED化  
推進

(担当課：学校環境整備課)

## 1 Plan(計画)

### [事業の目的]

市立学校施設の照明設備について、省エネルギー化推進のためLED化を行うもの。  
また、水銀に関する水俣条約の批准により、水銀灯や蛍光灯の製造・輸出入が順次禁止となるため、計画的な整備が必要となっている。

### [製造・輸出入可能期間]

- ◆水銀灯：令和2年(2020)末まで
- ◆蛍光管：令和9年(2027)末まで

### [事業の概要・現状]

学校施設においては、これまで実施してきた大規模改造工事や耐震化改修工事、トイレ改修工事等において、工事エリアとなった箇所の照明設備について水銀灯及び蛍光管をLED照明へと取り替えてきたが、LED化率は約40パーセントに留まっていることに加え、部室やプール付属室などの小規模建物については、未整備となっている。

### [目標](数値目標を含む。)

令和12年度末を事業完了の目標として、令和8年度から照明設備のLED化に着手するため、未整備校について概算事業費を算出し、年次整備計画を策定する。

### [目標設定の理由]

水銀灯と蛍光管は、国際条約で製造・輸出入が禁止されるが、国内の製品が直ちに無くなるものではなく、国においても、令和12年度までに、既存設備を含めた政府全体のLED化率を100パーセントにする方針であるため。

## 2 Do(実施)

目標(数値目標を含む。)	成果(数値実績含む。)	課題等	評価(表参照)	
			達成度	方向性
令和8年度から着手するため、LED化が未整備である校舎・体育館・グラウンド夜間照明のLED化整備の概算事業費を算出し、年次計画を策定する。	<p>概算費用の算出に当たっては、特に校舎については、モデル施設を選定し、LED化整備費用を積算の上、これを基に未整備施設の延床面積に応じた全体の概算事業費を算出することとした。</p> <p>具体的には、校舎については、床面積やLED未整備率等から昭和小学校及び城西中学校をモデル施設として選定し、LED化整備を行う場合の例示品としてのLED機器の選定と概算事業費を算出した。</p> <p>体育館については、過去の実績等をもとに、未完部分にかかる概算事業費を算出した。</p> <p>グラウンド夜間照明については、専門業者からの参考資料をもとに概算事業費を算出した。</p>	LED化整備への全体の概算事業費を算出し、年次計画の策定は完了する見込みであるが、次年度以降に発注するための仕様の決定に当たり、未整備施設ごとの整備数量等を精査する必要がある。	B	a

### 3 Check(評価)

<input type="radio"/>	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
	対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
	対象取組の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
	対象取組の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。
[総評]	
校舎、体育館、グラウンド夜間照明の、各々の概算事業費を算出した上で、年次整備計画の策定を進めている。	

### 4 Action(見直し)

#### 【「2 Do(実施)」の中で見えてきた課題等を踏まえた今後の取組】

モデル施設として選定した学校の校舎、体育館及びグラウンド夜間照明のLED化整備費用の積算を基に、未整備施設の延床面積等に応じた概算事業費を算出後、年次整備計画を策定する。

水銀灯は令和2年末で製造輸出が終了していることから、使用されている屋内運動場・グラウンド夜間照明から優先して整備を進める等を検討していく。

また、発注するための仕様の決定においては、施設ごとに整備数量等の精査方法を検討していく。

#### 【評価】

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を上げた。	達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
A	目標を上回る成果を上げた。	達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
B	ほぼ目標どおりの成果を上げた。	ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を上げた。
C	目標どおりの成果に至らなかった。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る結果となった。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	効果の低い事業を見直す必要がある。
d	事業の抜本的な見直しが必要である。

# 不登校対策

～切れ目のない支援体制の構築と多様な学びの機会の確保～

文部科学省では、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月）において、不登校の児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、「「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」ことを示すとともに、学校等の取組の充実においては「多様な教育機会の確保が必要である」ことを述べている。さらに、令和5年3月には「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）を示し、不登校の児童生徒全ての学び場を確保し、学びたいと思ったときに多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた環境を整備すること等、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現することを掲げている。

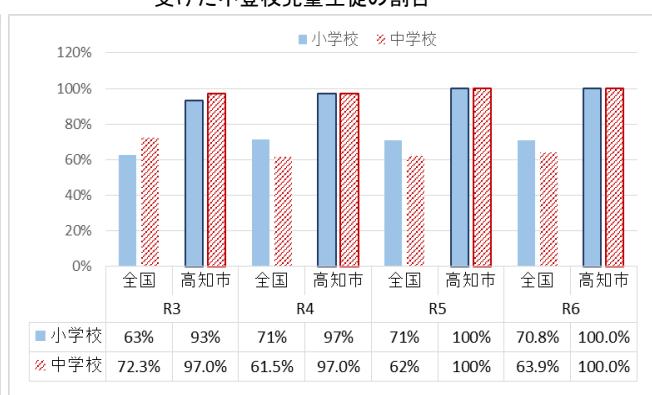
本市の不登校の状況については、全国と同様に増加傾向（図1）にあり、特に中学校の出現率が高く、全国との開きが大きい状況である。一方、学校内外の機関等での専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合（図2）においては、全国よりも高く、不登校の背景や要因が複雑・多様化する中、担任一人で抱え込むことなく、子供たちが相談・支援につながることができている状況がある。

本市では、不登校は問題行動ではなく、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることという認識の下、全ての児童生徒が「自分らしく」「安心して」学べる魅力ある学校づくりを進めるとともに、「組織的な支援体制の構築」と「多様な教育機会の確保」の2つの側面から総合的に支援ができるよう取組の更なる充実を図っていく。

図1 不登校出現率の推移【高知市・全国】



図2 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合



## 1 計画

### (1) 目標

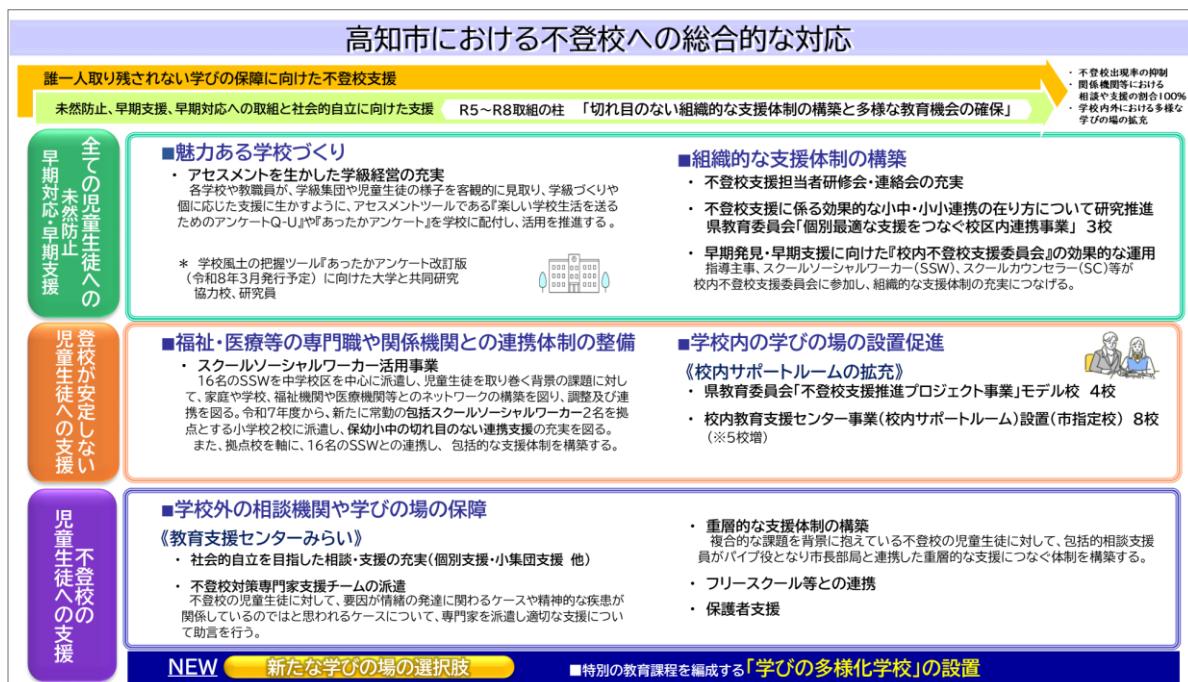
- ① 本市の新規長期欠席児童生徒出現率を前年度より抑える。【令和7年12月末】
- ② 不登校児童生徒のうち、取組により登校できるようになった児童生徒の割合が前年度より高くなる。【令和8年3月末】
- ③ 90日以上欠席している全ての不登校の児童生徒が、学校内外の関係機関等において相談や支援を受けている。【令和8年3月末】

## (2) 目標設定の理由

不登校については、不登校の兆し等を早期に把握し、早期支援の実現を図ることが重要である。また、不登校状態である児童生徒に対しては、個々の状況に応じて関係機関等による必要な支援につなげることが必要である。さらに、登校が安定しない生徒への取組の一つとして、校内における多様な学びの場として校内サポートルームを活用し、柔軟な受入体制を確立することで、不登校を未然に防止する支援策とするため。

## (3) 対象事務の概要・現状

全ての児童生徒を対象とした「魅力ある学校づくり」を進めるとともに、登校が安定しない児童生徒を対象とした早期発見、早期対応に向けた未然防止の取組や、不登校児童生徒を対象とした社会的自立に向けた取組を推進する。また、福祉、心理、医療等の専門職や多機関との連携による校内支援体制の充実、多様な学びの場の整備、専門的な相談・支援体制の強化を通じて、不登校児童生徒への切れ目のない支援を行う。



## 2 実施状況（令和7年度） ※ 様式1参照

### ■令和7年度不登校対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
不登校対策 ～切れ目のない支援体制の構築と多様な学びの機会の確保～	B	a

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」「d」の4段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

### 3 点検・評価対象事務の全体評価（令和7年度）

評 価	対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
-----	------------------------------------

現時点において新規長期欠席の出現率は、前年度と同程度となっており、スクールカウンセラー（S C）やスクールソーシャルワーカー（S S W）による見立てや学校との連携により、福祉や医療等との多機関連携による支援体制が構築できている。

また、登校が安定しない児童生徒への支援策として、校内サポートルームを活用した柔軟な対応等が行えるよう、支援員連絡会や研修を通した学校支援を行うことで、児童生徒が安心にして登校できる日が増すなど、取組による一定の成果が見られている。

今後は、引き続き学校や関係機関と連携し、切れ目のない支援の充実に向けた取組を推進するとともに、関係各所課と協働して、柔軟で多様な学びの場を整備していく。

### 4 見直し

#### （1）取組を進めるに当たっての新たな課題等

課題としては、児童生徒の現状の行動についての情報共有で終わることなく、早期の段階からの専門職の力を活用した解決型の取組の推進、また若年教員等の児童理解に基づく学級経営等に関わる学校支援を行うことが挙げられる。

#### （2）改善策の検討

##### ① 「魅力ある学校づくり」の推進

「明日も行きたい」と感じられるよう学級づくりや授業づくりにおいて、年次研修の実施や、関係課と連携した取組を推進する。また、土台となる児童生徒理解に基づく温かな人間関係づくりのための手立てや取組について、リーフレットや研修で発信する。

また、児童生徒の思いや置かれた状況に丁寧に目を向け、必要な取組や支援につなげるための実態把握ツール（『あったかアンケート【改訂版】』）を令和8年3月に発行する。『あったかアンケート』の結果を把握することで学校の風土の「見える化」が可能となり、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするための学校組織運営にいかすツールとする。

##### ② 組織的な支援体制の充実

児童生徒一人一人の実態に応じた支援を早期に行うために、各学校における初期対応の周知徹底を図る。

また、欠席が長期に及んでいる児童生徒への対応について、教職員が児童生徒の小さな変化に気付き、実態を基にS CやS S W等の専門職の意見を含めた見立てに対して、学校が共通認識を図りながら組織的に取り組むことができるよう、校内支援会での指導・助言、好事例の発信、研修会、校長会等を通した周知・発信を行う。

##### ③ 多様な学びの場の確保

校内サポートルーム設置校における組織的な取組の充実に向けて、教育支援センターと連携した支援員への研修を年間3回実施し、不登校の児童生徒への支援についての

実践力の向上を目指す。

また、新たな選択肢となる「学びの多様化学校」の設置に向けて、不登校の子供たちの実態に配慮した柔軟な教育課程や環境整備を着実に行う。

## ○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

点検・評価委員からは、本事業は、「魅力ある学校づくり」の推進、登校が安定しない児童生徒を対象とした早期発見・早期対応、校内サポートルームの活用、SCやSSWなどの専門職や関係機関等と連携、支援員の研修など、児童生徒の状況に応じた重層的な支援の展開等の取組により、達成すべきレベルとして設定された水準を満たすものとなっているとの評価をいただいた。特に、90日以上欠席している全ての不登校児童生徒が、学校内外の関係機関等による相談や支援につながることができている点や、新たな試みとなる「学びの多様化学校」の設置については、大きな成果として捉えることができるとの評価もいただいている。

本事業は十分な成果を上げているという評価をいただいている一方、評価指標や評価時期については、本事業の目的にあるように、不登校の児童生徒への支援に対する基本的な考え方として「「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」ことを踏まえ、より多様化した成果指標の設定に取り組むことの必要性について御示唆をいただいた。

また、校内サポートルーム、教育支援センター、学びの多様化学校などの重層的な支援の提供が進んでいることへの高い評価をいただいている一方、今後については、児童生徒の状況に応じた支援とのマッチングが重要となることから、効果的なアセスメントの実施方法や、多様な学びの場の理解や周知を図るための広報等の構築・充実の必要性について御示唆をいただいた。

これらの点検・評価委員からの御意見を受け止め、今後の取組の改善に努めていく。

以下、いただいた4つの提言と、その提言に対応する取組について述べる。

### 提言① 校内サポートルームの充実・拡大

#### 【提言①に対応する取組】

本市における校内サポートルームの設置校は、高知県の指定事業も含めて現在12校で、利用生徒数も年々増加している。本市指定校における校内サポートルーム利用生徒を対象としたアンケート調査結果では、「校内サポートルームがあることで学校に登校しやすくなった」と回答した生徒は95.7パーセントであり、登校が安定しない生徒にとって必要な支援策となっている。

そのような状況を踏まえ、今後についても、校内サポートルームの設置拡充に向けて、引き続き、各学校での柔軟な受入体制を構築するとともに、校内サポートルーム指定校の拡充に向けて、令和8年度の予算獲得に向けて取り組んでいく。また、校内サポートルームにおける更なる支援の充実に向けて、運営マニュアル（冊子）の活用促進を図るとともに、好事例の発信により教職員の理解を深められるよう努めていく。

## 提言② 全ての不登校児童生徒に対する学校内外の関係機関との連携強化

### 【提言②に対応する取組】

本市では、担任一人が抱え込むことなく、不登校児童生徒が相談・支援につながることができるよう、多職種や多機関連携による重層的な支援体制の構築に向けて取り組んでいる。

学校内における連携強化に向けては、早期の段階から教職員が児童生徒の小さな変化に気付き、養護教諭、不登支援担当者、S C、S S Wなどと情報共有しながら、校内支援会等で支援方法を検討する体制づくりを推進している。

また、学校外の連携強化に向けては、多機関とつながる機能の強いS S Wや、教育支援センターの相談支援員等をパイプ役とした福祉部署等との多機関連携支援体制を構築し、心理・福祉・教育の各専門職が協働して支援方針を検討できるよう更なる連携を推進している。

このような学校内外の連携を一層推進するために、関係機関による校内支援会、個別のケース会議等への参加や、多職種・多機関連携による不登校支援の好事例等の発信などを通じて充実を図っていく。

## 提言③ 不登校対策事業の評価指標の見直し

### 【提言③に対応する取組】

本事業の指標①にある新規不登校出現率については、その数値の増減を単純に成果と捉えるのではなく、背景にある社会的・心理的要因や支援の充実度と合わせて分析することが極めて重要と捉えている。

本年度の指標策定に当たっては、校内支援体制の構築や校内サポートルームなどの多様な学びの場を整備するなどの取組の結果、これまで不登校傾向にあった子供の支援につながり、欠席日数が減少するなどの様子が見られていることから、そのような状態を「支援が届くようになった」という前向きな変化として捉え、指標②、③と合わせることで出現率の増減だけによらない分析を大切にしてきた背景がある。

一方、御指摘いただいたように、多様な背景をもつ不登校の児童生徒への包括的な支援が重視される中、全ての児童生徒が教育にアクセスできている状態を保つことが重要である点を踏まえると、多面的に成果を検証する指標を検討する必要があると考える。

そこで、「不登校の出現率（在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合）」については、「本市の実態を明らかにし、支援の方向性を検討する基礎的指標」であり支援施策の効果を検証する上での指標であることを明確にするとともに、全国値との差を比較するなどにより客観的な指標とするよう検討していきたい。同時に、学校内外の関係機関等において相談支援を受けている点については、引き続き重視するとともに新たな視点からも評価できるよう再考していく。

今後も、数値の背後にある一人一人の子供の姿を見失わず、不登校状態にある児童生徒の自己有用感<sup>※1</sup>を高める取組となるよう検証していく。

※1 自己有用感…他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚

提言④ 重層的支援の適切かつ効果的な提供

【提言④に対応する取組】

本市では、子供が自分らしく安心して学びにつながることができる環境づくりに向けて、教育支援センター、校内サポートルーム、学びの多様化学校など、多様な学びの場を整備していくとともに、医療・福祉・心理等の専門職と連携した重層的な支援体制づくりを推進している。

こうした取組を支えるためには、子供の実態に応じて最適な環境へつなぐ仕組みを整えることが大変重要であると考える。そこで、取組の一つとして、それぞれの機関の役割や機能を教職員等が正しく理解し活用できるよう、研修会や校内支援会、リーフレット等を通して周知に努めていく。

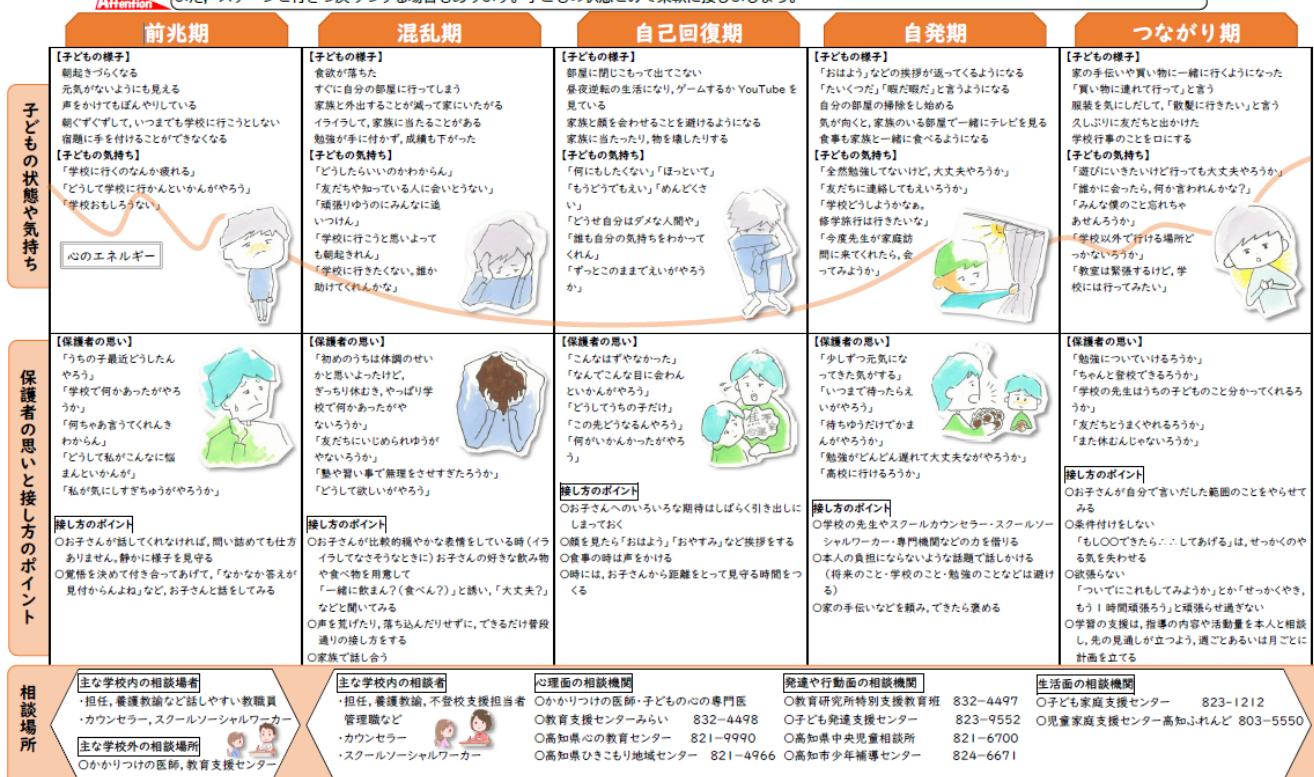
また、各学校におけるアセスメントの充実を図るため、不登校の段階的な支援のポイント等を可視化した「フェーズシート（教職員向け・保護者向け）※2」を活用し、教職員間で共通理解を推進するとともに、指導主事等が校内支援会や関係機関によるケース会議へ参加することを通して、個々の状況に応じた支援や学びの場につなげられるよう、学校・家庭・関係機関の連携を支援していく。

※2 「フェーズシート（保護者向け）」

【フェーズシート】 不登校の子どもたちがたどる過程を理解した支援の在り方（保護者用）



この表は不登校の一般的な経過を表していますが、経過はそれぞれの子どもによって異なり、その程度や時間的経過、順序も子どもによって異なります。また、ステージを行きつ戻りつする場合もあります。子どもの状態をみて柔軟に接しましょう。



# 教育委員会事務の点検・評価総括表

様式1

## 【点検・評価対象取組】

不登校対策

～切れ目のない支援体制の構築と多様な学びの機会の確保～

教育委員会施策体系

基本方針：長期欠席・不登校への対応の充実

重点目標：長期欠席・不登校対応の推進

(担当課：教育研究所)

## 1 Plan(計画)

### 【事業の目的】

不登校は、問題行動ではなく、誰にでも起こり得ることであるという認識を持ち、子供たちの思いや置かれた状況に丁寧に目を向け、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、子供たちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、組織的支援体制の構築と多様な教育機会の確保の2つの側面から総合的に支援を行うことを目的とする。

### 【事業の概要・現状】

全ての児童生徒を対象とした「魅力ある学校づくり」を進めるとともに、登校が安定しない児童生徒を対象とした早期発見、早期対応に向けた未然防止の取組や、不登校児童生徒を対象とした社会的自立に向けた取組を推進する。また、福祉、心理、医療等の専門職や多機関との連携による校内支援体制の充実、多様な学びの場の整備、専門的な相談・支援体制の強化を通じて、不登校児童生徒への切れ目のない支援を行う。

### 【目標】(数値目標を含む。)

- (1) 本市の新規長期欠席児童生徒出現率を前年度より抑える。【令和7年12月末】
- (2) 不登校児童生徒のうち、取組により登校できるようになった児童生徒の割合が前年度より高くなる。【令和8年3月末】
- (3) 90日以上欠席している全ての不登校の児童生徒が、学校内外の関係機関等において相談や支援を受けている。【令和8年3月末】

### 【目標設定の理由】

新たな不登校を生まない取組を推進するとともに、不登校状態である児童生徒に対しては、個々の状況に応じて関係機関等による必要な支援につなげることが必要である。さらに、登校が安定しない生徒への取組の一つとして、校内における多様な学びの場として校内サポートルームを活用し、柔軟な受け入れ体制を確立することで、不登校を未然に防止する支援策とするため。

## 2 Do(実施)

目標(数値目標を含む。)	成果(数値実績含む。)	課題等	評価(表参照)	
			達成度	方向性
<p>(1) 本市の新規長期欠席児童生徒出現率を前年度より抑える。【令和7年12月末】 (市調査 令和6年12月末 小学校:1.23%、中学校:2.91%)</p> <p>(2) 不登校児童生徒のうち、取組により登校できるようになった児童生徒の割合が前年度より高くなる。【令和8年3月末】 (市調査 令和7年3月末 小学校等35.2%、中学校等47.5%)</p> <p>(3) 90日以上欠席している全ての不登校の児童生徒が、学校内外の関係機関等において相談や支援を受けている。【令和8年3月末】 (市調査 令和7年3月末 小学校等99.7%、中学校等100%)</p>	<p>【令和7年7月末時点】 (1) 新規長期欠席児童生徒出現率は、前年度と同程度。 市調査 (前年7月末比) ・小学校:0.31%(+0.11)、中学校:0.73%(+0.23)</p> <p>(2) 校内サポートルーム設置校において、10日以上の長期欠席生徒のうち、不登校(傾向)の生徒の欠席日数が昨年度より減少している。 ・8校中8校において減少</p> <p>(3) 30日以上欠席している全ての不登校の児童生徒が、学校内外の関係機関等において相談や支援を受けている ・県調査 小学校100%、中学校100%</p>	<p>課題としては、児童生徒の現状の行動についての情報共有で終わることなく、早期の段階からの専門職の力を活用した解決型の取組の推進、また若年教員等の児童理解に基づく学級経営等に関わる学校支援を行うことが挙げられる。</p>	B	a

### 3 Check(評価)

	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
○	対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
	対象取組の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
	対象取組の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。
[総評]	
<p>現時点において新規長期欠席の出現率は、前年度と同程度となっており、スクールカウンセラー(SC) やスクールソーシャルワーカー(SSW)による見立てや学校との連携により、福祉や医療等との多機関連携による支援体制が構築できている。</p> <p>また、登校が安定しない児童生徒への支援策として、校内サポートルームを活用した柔軟な対応等が行えるよう、支援員連絡会や研修を通じた学校支援を行うことで、児童生徒が安心して登校できる日が増すなど、取組による一定の成果が見られている。</p> <p>今後は、引き続き学校や関係機関と連携し、切れ目のない支援の充実に向けた取組を推進するとともに、関係各所課と協働して、柔軟で多様な学びの場を整備していく。</p>	

### 4 Action(見直し)

#### 【「2 Do(実施)」の中で見えてきた課題等を踏まえた今後の取組】

##### 1 「魅力ある学校づくり」の推進

「明日も行きたい」と感じられるよう学級づくりや授業づくりにおいて、年次研修の実施や、関係課と連携した取組を推進する。また、土台となる児童生徒理解に基づく温かな人間関係づくりのための手立てや取組について、リーフレットや研修で発信する。

また、児童生徒の思いや置かれた状況を丁寧に目を向け、必要な取組や支援につなげるための実態把握ツール(『あったかアンケート【改訂版】』)を令和8年3月に発行する。『あったかアンケート』の結果を把握することで学校の風土の「見える化」が可能となり、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするための学校組織運営にいかすツールとする。

##### 2 組織的な支援体制の充実

児童生徒一人一人の実態に応じた支援を早期に行うために、各学校における初期対応の周知徹底を図る。

また、欠席が長期に及んでいる児童生徒への対応について、教職員が児童生徒の小さな変化に気付き、実態を基にSCやSSW等の専門職の意見を含めた見立てに対して、学校が共通認識を図りながら組織的に取り組むことができるよう、校内支援員会での指導・助言、好事例の発信、研修会、校長会等を通じた周知・発信を行う。

##### 3 多様な学びの場の確保

校内サポートルーム設置校における組織的な取組の充実に向けて、教育支援センターと連携した支援員への研修を年間3回実施し、不登校の児童生徒への支援についての実践力の向上を目指す。

また、新たな選択肢となる「学びの多様化学校」の設置に向けて、不登校の子供たちの実態に配慮した柔軟な教育課程や環境整備を着実に行う。

#### [評価]

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を上げた。	達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
A	目標を上回る成果を上げた。	達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
B	ほぼ目標どおりの成果を上げた。	ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を上げた。
C	目標どおりの成果に至らなかった。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る結果となった。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	効果の低い事業を見直す必要がある。
d	事業の抜本的な見直しが必要である。

# 学力向上対策

## ～学力向上推進室による児童生徒の確かな学びに向けた取組の充実～

本市では、全国学力・学習状況調査の初年度である平成19年度の調査結果を受け、平成20年度を「授業改革元年」とし、平成24年度からは「学力対策第二ステージ」と位置付け、学力対策と生徒指導対策を両輪として、学力向上に取り組んできた。

「学力向上対策」については、平成20年度から平成24年度までの間、教育委員会事務の点検・評価の項目として取り上げ、平成25年度には学力向上対策の重点的な取組として、「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」と「就学前教育の推進」の2項目に絞って点検・評価を行った。また、平成27・28年度においては、これまで点検・評価において「学力向上対策」事業の一つとしていた「幼児期の教育と小学校教育の連携」を重点的な取組として特化し、「保幼小連携教育の推進」について点検・評価を行った。

全国学力・学習状況調査における本市の結果は、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、目標とする全国トップレベルには至っていない。中学校においても改善傾向はあるものの、目標である全国平均レベルには至っていない。こうしたことから、「学力対策第二ステージ」の最終年度となった平成29年度からの4年間において「学力向上アクティブ・プラン」を展開し、これまでの取組を継承しつつ、学力向上対策の更なる充実を図ってきた。

令和3年度からは「学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期」を位置付け、学校の主体的・組織的な研究体制の構築、人材育成の推進に向けた訪問支援を進めてきた。

そして、令和7年度からは、目標の達成に向け、より実効性のある取組を進めるために、新たに4年間の学力向上対策である「学力向上グランドデザイン」の取組を進めている。学校が児童生徒の実態を踏まえ、課題解決に向けた組織的・自立的な研究推進、人材育成を図ることができるように、各小・中・義務教育学校の学校経営計画を軸にした訪問支援に取り組む。また、デジタルの力も活用し、児童生徒の主体的な学びを支える授業の充実と確実な資質・能力の育成に向けた指導の工夫を進めることで、一人一人の学びを保障し、本市が目標してきた小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校は全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目指していく。



## 学力向上グランドデザイン

令和7年度～令和10年度（4年間）

### Design1 組織的なPDCAサイクルの確立

- (1)学校経営計画に基づくPDCAサイクルの確立
- (2)小学校における学力向上への取組計画及び中学校における授業改善プランを活用した検証改善サイクルの確立

### Design2 持続可能な校内研究体制の構築

- (1)課題解決に向けて、教育の質を高めていくチーム学校の推進・強化
- (2)組織的な授業改善及び人材育成を図る校内研究体制の構築

### Design3 資質・能力の確実な育成

- (1)学習指導要領の趣旨に沿った取組の充実・促進
- (2)資質・能力の確実な育成に向けたデジタルの力の活用

- 学校教育目標の実現に向け、組織的・自立的に実効性のある取組を進めることができるように、訪問支援を行う。
- 学校が学力調査結果を踏まえ、取組の効果・改善点を把握し、課題解決に向けた検証改善サイクルを充実できるように、定期的な確認、指導・助言を行う。

- 若年教員を中心としたメンターハイ、中学校の教科会、チーム会等への訪問指導を通して、日常的なOJTの活性化を図る。
- 学校の課題解決に向け、主幹教諭、研究主任を中心とした取組、研究推進への指導・支援を行う。

- 学習指導要領に即した指導と適切な評価の充実・改善への指導・助言を行うことで、資質・能力の確実な育成を図る。
- デジタルの力を活用し、児童生徒が主体的に学習を進めることができるように、授業導入改善や知識・技能の定着に向けた取組への指導・助言を行う。

# 1 計画

## (1) 目標

- ① 教科に関する調査：全国平均正答率比〔小学校105、中学校100〕
- ② 児童生徒質問調査「自分にはよいところがある」：肯定的回答〔小学校85.0パーセント、中学校80.0パーセント〕

## (2) 目標設定の理由

- ① 全国学力・学習状況調査において、小学校では、昨年度はこれまでと比較すると全国平均正答率との差に広がりが見られたが、本年度は改善が見られ、全国平均レベルを維持している。中学校では、調査開始以降、改善傾向は続いているが、本年度は全国平均正答率との差が広がり、学習の定着が十分でない生徒の割合が多いことから、授業の内容が分かることで実感できる授業づくりや定着の取組等について、改善が必要である。
- ② 子供主体の授業づくりを進めることで、児童生徒が手応えや達成感を持ち、自分のよさや可能性を認識できることが重要である。

## (3) 対象事務の現状

全国学力・学習状況調査において、小学校では全国平均を上回り、中学校では調査開始以後改善傾向にはあるものの、依然として全国平均を下回る現状がある。

# 2 実施状況（令和7年度）

## ■令和7年度学力向上対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
学力向上対策 ～学力向上推進室による児童生徒の確かな学びに向けた取組の充実～	B	b

\*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

\*方向性を「a」「b」「c」「d」の4段階で評価

\*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

# 3 点検・評価対象事務の全体評価（令和7年度）

評価	対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
----	------------------------------------

学校が検証改善サイクルを機能させ、組織的、自立的に実効性のある取組を進めることができるように、継続的な学校支援を行ってきた。学力向上推進員や指導主事が、計画的に学校を訪問し、学校経営や授業研究、中学校の教科会運営の在り方等への具体的な指導・助言を行うことで、組織的な指導力向上、人材育成の取組が進められてきている。訪問により、学校経営計画に基づく取組の状況を定期的に捉えることで、各校においては、学力調査等から見られる課題解決に向けた取組の効果の検証を踏まえ、実効性のある取組を進めようとする意識が高まっている。今後は、全ての児童生徒の資質・能力の確実な育成に向け、学校の主体的、持続的な研究推進、人材育成に視点を置いた研究体制の構築とともに、小中の学びの円滑な接続

に向けた指導の工夫について、学校の実態を踏まえた指導支援を一層進めていく。

## 4 見直し

### (1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

#### ① 教科に関する調査

全国平均正答率比 〔中学校89〕 国語93、数学86

- ・中学校においては、昨年度と比較すると国語では1.1P差を縮め、数学では2.1P開きがあり、下位層の割合も多い。

#### ② 児童生徒質問調査「授業の内容が分かる」：肯定的回答の割合

小学生〔国語83.9パーセント、算数77.3パーセント〕 中学生〔国語73.3パーセント、数学68.1パーセント〕

令和7年度全国との差

小学生〔国語+1.1P、算数-1.0P〕 中学生〔国語-3.7P、数学-2.2P〕

令和6年度全国との差

小学生〔国語-0.2P、算数-4.6P〕 中学生〔国語-3.7P、数学-4.2P〕

- ・学習内容の理解については、昨年度より全国との差は改善傾向にはあるが、小学校国語以外は全国よりも肯定群が少ない。

### (2) 改善策の検討

#### ① 資質・能力の確実な育成

全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、知識・技能の習得及び自分の考えを説明する力の育成を図ることを目指す授業づくりを推進する。知識・技能の習得に向けては、AI型デジタルドリルを活用し、児童生徒が必要な学習を自分のペースで積み上げができるように活用を促進する。また、説明する力の育成に向けては、表現する場面の設定だけでなく、その表現したことを吟味・検討する場面を設定するとともに、教師による適切な評価を行うことで、確実な定着を図る。

目的に応じて、デジタルを活用し、他者と協働して問題解決できる力や自己調整を行いながら学び続けることができる力等、児童生徒が自律的に学ぶ力を身に付けることができる授業づくりを推進する。

全国よりも下位層の割合が多いという課題の改善に向け、授業において児童生徒の学習状況を捉え、確実に手立てを講じる授業づくりとともに、小中の円滑な接続に向けた学習指導の在り方、工夫について支援を進める。

#### ② 組織的な研究体制の充実

各校が自校の現状を適切に捉えた上で、学力課題の解決に向けた検証改善サイクルを実効性のあるものにできるように指導・支援を継続的に行う。また、組織的、自立的な研究体制、人材育成に向けた取組の充実を図るために、各訪問において取組の進捗を捉えるとともに、具体的な指導・助言を行う。

各校が児童生徒の実態を踏まえた取組を進め、自ら学び続ける組織として成長を続けることができるように対策を行う。

### ③ 家庭学習の充実と支援

学習の定着や授業との関連を図った家庭学習、また、児童生徒の興味・関心を促し、授業での学びにつながる事前課題等の取組を進めることで、学習習慣の確立と主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。

家庭に向けて、学習に関する児童生徒の実態や家庭学習の重要性、好事例等を発信することで、子供の学びに対する関わりの強化を図っていく。

## ○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

点検・評価委員からは、本市の学力向上対策について、長年にわたる積極的な取組の蓄積があり、学力向上推進員や指導主事による各学校の学校経営、授業改善への指導・助言により、一定以上の成果を上げていること等の評価をいただいた。

また、令和7年度全国学力・学習状況調査において、小学校では、全ての教科で全国平均正答率を上回っていること、児童生徒質問調査「自分にはよいところがある」の肯定的回答の割合が、小学校、中学校とも、目標値を上回っていることや経年での伸びも見られることから、着実な取組の成果が現れているという評価をいただくことができた。

しかしながら、中学校においては、国語、数学とも、依然として全国平均正答率を下回る結果となっており、特に、数学においては、学習の定着が十分でない生徒の割合が多く、事業展開における工夫が必要である現状を踏まえ、事業の達成度に対する評価及び方向性の評価は、妥当なものであるという意見をいただいた。

今後は、学力向上に向けた取組を着実に進めるために、学力向上推進員や指導主事による組織的な取組への継続的な支援に加え、学校の自立性や主体性を促す支援を充実させが必要である。

また、全ての児童生徒に確実に力を付けるための授業づくり及び個々の児童生徒の実態に応じた学習支援の在り方、家庭と連携した学習習慣確立に向けた取組等について、いただいた意見を踏まえ、取組の改善に努める。

以下、今回いただいた5つの提言と、その提言に対応する取組について述べる。

### 提言① 学校の自主性や主体性を促す支援の手法

#### 【提言①に対応する取組】

学力向上推進室では、平成30年度設置以降、学校における組織的な研究推進、人材育成を進めるために、継続的な訪問支援による指導・助言を行ってきた。長年にわたる訪問支援により、各校においては、学校経営計画を軸に、児童生徒の実態を踏まえた取組を組織的に進めている。

本年度は、学校の自主性、主体性を一層促す支援策として、学力向上対策中期計画である学力向上グランドデザインに基づき、持続可能な校内研究体制の構築を目指し、学校の中心的な役割を担う人材への支援に重点を置いている。

小学校指定校においては、研究主任の力量向上を図るために、オンライン教材研究会を実施することで、研究主任として教材解釈や指導方法について学ぶだけでなく、組織的な研究推進に向けての役割や働きかけ等について学ぶ機会としている。研究会を重ね

ることで、自校にいかすべきことを明確にし、学校の主体的な研究実践につながっている。

中学校においては、主幹教諭によるマネジメント力を強化するために、高知市独自の主幹教諭等連絡会を開催することで、主幹教諭としての支援の在り方について、実践発表や協議から学び、必要な取組を明確にした実践を進めることができている。

今後も、学校の主体性を促すために、各担当が必要とされる役割、働きを理解し、能力を発揮できるように、研修内容や指定校の取組内容等を工夫し、人材育成への支援を進める。

### 提言② 下位層を減少させる授業の手立て

#### 【提言②に対応する取組】

本年度の全国学力・学習状況調査結果における正答数分布の状況から、中学校において下位層の生徒の割合が多いことが明確となった。この結果を受け、校長会や各学校への訪問を通して、課題の要因、授業改善の視点や定着状況を踏まえた補完指導の徹底について、発信を行った。

9月には中学校数学授業研修会を実施し、具体的な課題改善に向けての取組として、1時間の授業における目標に対しての学習の定着状況の見取りと評価、計画的な知識及び技能の定着に向けた取組について、指導・助言を行った。

今後は、教科会への訪問等において、生徒の学習の定着やつまずきを捉えた取組の進捗状況を確認するとともに、1月には2回目の研修会を実施し、成果と課題を明確にした上で、今後の改善の取組を徹底する。

また、指導改善に向けて、学校の実態に応じた授業例や教材を提供するとともに、子供たち一人一人の学びを保障するための組織的な仕組みや取組の充実、学ぶ意欲を大切にする授業づくりに向け指導・助言を行っていく。

さらに、教師自身が授業改善の取組を能動的に進めることができるように、効果的な取組を共有する機会の確保及び課題解決に向け、共に学び合うネットワークづくりに視点を置いた支援を進めていきたい。

### 提言③ 小、中の円滑な接続に向けたモデル校の実践及び普及拡大

#### 【提言③に対応する取組】

本市の小・中学校においては、長年の間、義務教育9年間を見通して、学習指導の工夫や児童生徒理解等の視点に基づき、連携して取組を進めてきた。

現在は、小中合同研修会や校内研究会において、学力調査結果等を共有し、児童生徒の実態に応じた改善策を検討し、より連携を密にしている。特に効果的な中学校区の取組については、例年、高知市小中連携推進指定校連絡会において、具体的な連携の方法や様子をモデル例として、発信し、共有を行っている。

今後も、小中における学びの接続を円滑にするために、9年間を見通したカリキュラムの編成、学習指導の工夫について、指定校等の取組を発信することによって共通理解

を図るとともに、児童生徒の学習履歴の継続的な活用を通じて、個別最適な学びの実現に向けた取組を進めることができるように支援を行いたい。

#### 提言④ 家庭学習の充実に向けた家庭との連携強化

##### 【提言④に対応する取組】

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査において、学校の授業時間以外の学習時間を問う設問に対し、「全くしない」と回答した児童生徒の割合は、小学校6.5パーセント（全国5.7パーセント）・中学校11.0パーセント（全国7.7パーセント）であり、ともに全国よりも多くなっている。

本設問の意図は、児童生徒が授業以外の時間に、自ら学ぶ力の育成を目指すものである。目標に向け、自己調整力を働かせながら、粘り強く取り組む態度を身に付けることは、自らの将来を切り拓くために必要不可欠なものであると考える。

本調査結果における課題を学校と共有するとともに、AI型デジタルドリルの有効性を活用した家庭学習の具体的な取組について共通理解を図り、学習習慣の確立に向けた取組を推進している。

この取組の効果として、9月に県が実施した家庭学習に関するアンケート結果では、小・中学校とも改善が見られ、特に中学校においては、「全くしない」と回答した生徒の割合が6.4パーセントまで減少した。

今後も取組を継続するとともに、家庭に向けて、子供たちの現状や学校の取組の様子等を紹介し、学習習慣や生活リズムの重要性についての理解、関わりにつなげができるよう発信を行っていく。併せて、学校、家庭が連携して取り組むことができるよう、子供たちの学ぶ様子や学習したことへの評価や価値付けの必要性について、発信していきたい。

#### 提言⑤ AI型デジタルドリルの活用による個別最適化された学習支援の実施

##### 【提言⑤に対応する取組】

現在、AI型デジタルドリルについては、教師が授業における定着状況を確認するために、授業、家庭学習等で活用したり、児童生徒自身が予習や復習等学習の定着を図るために活用したりしている。

今後は、教師が、デジタルドリルの学習結果をスタディログ・ダッシュボードで把握し、一人一人の児童生徒に授業等で適した指導や手立てを確実に行うことができるよう、具体的な活用事例を示していきたい。また、児童生徒自身が、自らのスタディログを確認することで、目的や必要に応じて、自分に適した学習内容を自分のペースで進めたり、自己の成長の手応えにつなげたりできるように、活用を促進する。

# 教育委員会事務の点検・評価総括表

様式 1

## 【点検・評価対象取組】

学力向上対策  
～学力向上推進室による児童生徒の確かな学びに向けた取組の充実～

(担当課 : 学校教育課 )

## 教育委員会施策体系

基本方針 : 確かな学力を育む教育の推進

重点目標 : 学力向上対策

## 1 Plan(計画)

### [事業の目的]

学校の検証改善サイクルの質的な充実を図り、組織的、持続的な取組を推進し、学力課題の解決を一層進める。

### [事業の概要・現状]

全国学力・学習状況調査において、小学校では全国平均を上回り、中学校では調査開始以降改善傾向はあるものの、依然として全国平均を下回る現状がある。

### [目標](数値目標を含む。)

#### 全国学力・学習状況調査

- (1) 教科に関する調査:全国平均正答率比[小学校105、中学校100]
- (2) 児童生徒質問調査「自分にはよいところがある」:肯定的回答[小学校85.0%、中学校80.0%]

### [目標設定の理由]

- (1) 全国学力・学習状況調査において、小学校では、昨年度はこれまでと比較すると全国平均正答率との差に広がりが見られたが、本年度は改善が見られ、全国平均レベルを維持している。中学校では、調査開始以降、改善傾向は続いているが、本年度は全国平均正答率との差が広がり、学習の定着が十分でない生徒の割合が多いことから、授業の内容が分かると実感できる授業づくりや定着の取組等について、改善が必要である。
- (2) 子供主体の授業づくりを進めることで、児童生徒が手応えや達成感を持ち、自分のよさや可能性を認識できることが重要である。

## 2 Do(実施)

目標(数値目標を含む。)	成果(数値実績含む。)	課題等	評価(表参照)	
			達成度	方向性
全国学力・学習状況調査 (1) 教科に関する調査: 全国平均正答率比 [小学校105、中学校100] ※R6小学校 (国語100、算数99) ※R6中学校 (国語92、数学91)  (2) 児童生徒質問調査 「自分にはよいところがある」: 肯定的回答 [小学校85.0%、中学校80.0%] ※R6[小学校81.5%] 〔中学校81.9%〕	令和7年度全国学力・学習状況調査 (1) 教科に関する調査: 全国平均正答率比[小学校100] 国語101、算数100 ・小学校においては、国語・算数とも全国平均を上回っている。3年ぶりに実施された理科においても全国平均を上回っている。  (2) 児童生徒質問調査「自分にはよいところがある」:肯定的回答の割合 小学生[86.8%]、中学生[86.1%] 令和7年度全国との差 小学生[-0.1P]、中学生[-0.1P] 令和6年度全国との差 小学生[-2.6P]、中学生[-1.4P] ・自己有用感については、昨年度の全国との差と比較すると、児童生徒とも全国との差を縮め、肯定群が伸びている。	令和7年度全国学力・学習状況調査 (1) 教科に関する調査 全国平均正答率比[中学校89] 国語93、数学86 ・中学校においては、昨年度と比較すると国語では1.1P差を縮め、数学では2.1P開きがあり、下位層の割合も多い。  (2) 児童生徒質問調査「授業の内容が分かる」:肯定的回答の割合 小学生[国語83.9%、算数77.3%] 中学生[国語73.3%、数学68.1%] 令和7年度全国との差 小学生[国語+1.1P、算数-1.0P] 中学生[国語-3.7P、数学-2.2P] 令和6年度全国との差 小学生[国語-0.2P、算数-4.6P] 中学生[国語-3.7P、数学-4.2P] ・学習内容の理解については、昨年度より全国との差は改善傾向はあるが、小学校国語以外は全国よりも肯定群が少ない。	B	b

### 3 Check(評価)

	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
○	対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
	対象取組の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
	対象取組の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

#### 【総評】

学校が検証改善サイクルを機能させ、組織的、自立的に実効性のある取組を進めることができるように、継続的な学校支援を行ってきた。学力向上推進員や指導主事が、計画的に学校を訪問し、学校経営や授業研究、中学校の教科会運営の在り方等への具体的な指導・助言を行うことで、組織的な指導力向上、人材育成の取組が進められてきている。訪問により、学校経営計画に基づく取組の状況を定期的に捉えることで、各校においては、学力調査等から見られる課題解決に向けた取組の効果の検証を踏まえ、実効性のある取組を進めようとする意識が高まっている。今後は、全ての児童生徒の資質・能力の確実な育成に向け、学校の主体的、持続的な研究推進、人材育成に視点を置いた研究体制の構築とともに、小中の学びの円滑な接続に向けた指導の工夫について、学校の実態を踏まえた指導支援を一層進めていく。

### 4 Action(見直し)

#### 【「2 Do(実施)」の中で見えてきた課題等を踏まえた今後の取組】

##### 1 資質・能力の確実な育成

全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、知識・技能の習得及び自分の考えを説明する力の育成を図ることを目指す授業づくりを推進する。知識・技能の習得に向けては、AI型デジタルドリルを活用し、児童生徒が必要な学習を自分のペースで積み上げることができるように活用を促進する。また、説明する力の育成に向けては、表現する場面の設定だけでなく、その表現したことを吟味・検討する場面を設定するとともに、教師による適切な評価を行うことで、確実な定着を図る。

目的に応じて、デジタルを活用し、他者と協働して問題解決できる力や自己調整を行いながら学び続けることができる力等、児童生徒が自律的に学ぶ力を身に付けることができる授業づくりを推進する。

全国よりも下位層の割合が多いという課題の改善に向け、授業において児童生徒の学習状況を捉え、確実に手立てを講じる授業づくりとともに、小中の円滑な接続に向けた学習指導の在り方、工夫について支援を進める。

##### 2 組織的な研究体制の充実

各校が自校の現状を適切に捉えた上で、学力課題の解決に向けた検証改善サイクルを実効性のあるものにできるよう指導・支援を継続的に行う。また、組織的、自立的な研究体制、人材育成に向けた取組の充実を図るために、各訪問において取組の進捗を捉えるとともに、具体的な指導・助言を行う。

各校が児童生徒の実態を踏まえた取組を進め、自ら学び続ける組織として成長を続けることができるよう対策を行う。

##### 3 家庭学習の充実と支援

学習の定着や授業との関連を図った家庭学習、また、児童生徒の興味・関心を促し、授業での学びにつながる事前課題等の取組を進めることで、学習習慣の確立と主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。

家庭に向けて、学習に関する児童生徒の実態や家庭学習の重要性、好事例を発信することで、子供の学びに対する関わりの強化を図っていく。

#### 【評価】

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を上げた。	達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
A	目標を上回る成果を上げた。	達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
B	ほぼ目標どおりの成果を上げた。	ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を上げた。
C	目標どおりの成果に至らなかった。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る結果となった。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	効果の低い事業を見直す必要がある。
d	事業の抜本的な見直しが必要である。

## ■ 点検・評価委員からの意見等

### 学校施設照明器具のＬＥＤ化推進

#### 1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 学校施設照明器具のＬＥＤ化は、教育現場における省エネルギー化とともに、子供たちの学習環境の向上に期するものであると考える。
- 令和7年度現在、市立学校施設のＬＥＤ率は約40パーセントに留まっており、特に部室やプール付属室などの小規模建物については未整備であり、教育環境として十分であるとは言えない状況だと考える。
- 計画の目標が令和12年度末までの5年間での事業完了とされている。子供たちに良好な教育環境を提供するためにも、確実な年次計画の策定及び実行を求める。
- 課題等に「未整備施設ごとの整備数量等を精査する必要がある」と述べられており、より確実に予算面も含めた計画性と実行性を求める。
- 達成度については、本年度は、概算事業費を計画どおり算出できていることから、「ほぼ目標どおりの成果を上げている」ことから適切であり、評価Bは妥当であると考える。
- 方向性についても、「現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する」ことが適切であり、評価aは妥当であると考える。
- 本事業が年次計画の策定を計画どおりに進められていることから、評価「対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。」は適切であり、妥当であると考える。
- 学校施設照明器具のＬＥＤ化の推進に関しては、モデル校（昭和小・城西中）を用いた費用積算が行われ、整備対象の全体像を把握する基盤が整えられているとともに、体育館・グラウンド照明についても、過去の実績や専門業者の参考資料を活用して技術的裏付けを持って概算が作られているなど、正確で着実な進捗が確認できる。
- 概算費用の算出と年次整備計画の完成は、事業の基盤整備として十分な成果であると考えられることから、今年度の成果も、達成すべきレベルとして設定された水準を満たすものとなっており、担当課による事業の方向性の評価と達成度に対する評価は極めて妥当なものであると考えられる。

#### 2 改善点等の提言

- 令和12年度末までの事業完了に向けた年次ごとの確実な計画を提示するとともに、学校に対して、工事整備計画（実施する学校順）についての教育委員会からの説明責任を求める。
- 工事を実行する際に、教育活動を良好に進められるよう配慮も大切にすることを願う。
- 本事業の基本的な性格は、水俣条約に基づく水銀灯・蛍光灯の製造禁止を受けた計画であり、水銀灯や蛍光灯の製造・輸出入が順次禁止となることへの対応であり、計画的な施設整備施策である。一方で、その対象が学校教育施設であることから、教育環境の整備であり、その点で児童生徒の教育を受ける権利のよりよい保障としての側面もあることを確認しておきたい。例えば、実際のＬＥＤへの交換においては、個々の学校の教育提供を妨げないような形で計画と実施を行うことが必要不可欠である。

- 本事業のサブタイトルが「教育現場における省エネルギー化の推進」であることから、LED化を環境教育と結びつけることや、あるいは、安全教育と連動させるなど、児童生徒の学びの機会として活用するなどの学習指導と連携した取組を計画することも考えて良いのかもしれない。例えば、LED照明導入前後の電力使用量をグラフ化し、児童生徒が省エネ効果を検証・検討できるようするなどして、エネルギーの使い方に対する主体的な関心を育て、持続可能な社会への理解を促進させる授業や、LED照明の導入がCO<sub>2</sub>排出削減にどう貢献するかを、実際の学校データを使って学ぶことで環境意識を高める授業、あるいは、グラウンドの夜間照明の整備が防犯にどう貢献するかを学ぶ授業などを、理科・社会・総合的な学習の時間などで教科横断的に行うことや、地域・保護者・環境団体・電力会社等との連携で行うなど、学校環境の整備を教科指導などに結びつけて行うことなども構想してもよいのではないだろうか。

## **不登校対策**

### **1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等**

- 事業目的として、『不登校は、問題行動ではなく、誰にでも起こり得ることであり、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく』としているにもかかわらず、目標を新規長期欠席児童生徒出現率における経年比較としていることに違和感を覚える。

ただし、目標においては、「数値目標を含む」との条件があることから、数値にこだわっているのではないかと考えるが、目標の(3)の項目にある「不登校の児童生徒が、学校内外の関係機関等において相談や支援を受けている」を数値に置き換えることも1つの選択肢ではないかと考える。

- 不登校児童生徒の欠席日数について、30日以上や90日以上が混在されている。それぞれの日数についての説明が必要ではないかと考える。

- 目標の評価時期が12月末でありながら、本評価を10月に行なうことが難しいと考える。そのため評価時期を7月末時点に置いて、行ったことは工夫したと感じるが、7月末から12月末に向けては、欠席日数が約4倍となっていることから、正確な数値での評価にはならないのではないかと考える。目標の評価時期について再考することを求める。

また、本市の欠席日数の経年比較を評価の根拠としているが、経年比較では調査対象となる児童生徒の状況に左右される心配がある。評価指標を全国平均とし、全国平均と比較することで、より客観的な評価になるのではないかと考える。

- 成果の内容の(2)校内サポートルーム設置校8校全てについて、不登校（傾向）の生徒の欠席日数が昨年度との経年比較において減少していることは、各学校が校内サポートルームの有効活用を行い、成果につながっていると考えられる。

また、成果の内容の(3)、30日以上欠席している全ての不登校の児童生徒が、学校内外の関係機関等において、相談や支援を受けている割合が、小学校及び中学校ともに100パーセントであることは、本来の不登校対策（支援）の目指すところではないかと考える。大変重要な成果であり、今後も継続することを大いに期待する。

- 達成度については、新規長期欠席児童生徒出現率においては、ほぼ「目標どおりの成果に至らなかった。」ことから、評価Cと考える。また、校内サポートルームの成果及び関係機

関とのつながりについては、ほぼ目標どおりか上回る成果を上げたことから、評価Bもしくは評価Aと考える。このことから総合的な評価として、「ほぼ目標どおりの成果を上げた。」と判断し、評価Bは妥当であると考える。

- 方向性については、達成度の評価の根拠として示した内容を鑑みて、「現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続すること」が適切であると考え、評価aは妥当であると考える。
- 新規長期欠席児童生徒出現率において、前年度より少し増加しているため、少し見直しが必要であると考えることから、評価「対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。」は妥当であると考える。

しかしながら、校内サポートルームの活用については、支援員連携や研修が功を奏しており、成果につながったと判断できることから評価の1番上の「対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。」と判断して良いと考えられる。

さらに、関係機関との連携においても、小学校及び中学校と100パーセントの実績を有していることから、評価の一番上の「対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。」と判断して良いと考えられる。

- 総合的な評価項目の判断としては、少し見直しが必要な項目が存在しているため、評価「対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。」は妥当であると考える。
- 3「多様な学びの場の確保」にある「学びの多様化学校」の設置については、不登校児童生徒にとっては、新たな選択肢となるこれまでにない新しい試みであり、大きな期待を寄せている。「学びの多様化学校」への通学対象者の拡大に向けて、一步一步確実に前進していただきたいと強く感じている。
- 高知市における不登校対策事業においては、不登校を「問題行動」ではなく「誰にでも起こり得ること」と捉え、子供の自立と進路選択を支援することを念頭にしており、そのための組織的支援体制と多様な学びの機会の確保を両輪としている。

設定された目標に対して、新規長期欠席率の抑制は前年度と同程度、登校可能になった児童生徒の割合は、校内サポートルーム設置校の全てで減少、90日以上欠席している全ての児童生徒が学校内外の関係機関による相談や支援につながることができているなどの点で成果が確認できる。

こうした成果の背景には、「魅力ある学校づくり」の推進、登校が安定しない児童生徒を対象とした早期発見・早期対応、校内サポートルームの活用、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職や関係機関等と連携、支援員の研修など、児童生徒の状況に応じた重層的な支援の展開があるものと考えられる。

学校という子供達への教育提供の場は依然として重要ではあるが、こうした場では十分に自身の学びが行えない児童生徒に対して、それぞれにあった学びの場を提供することも求められているが、学びの多様化学校の設置準備の進展や90日以上欠席している全ての不登校児童生徒が、学校内外の関係機関等による相談や支援につながることができている点は、非常に大きな成果として捉えることができる。

これらの取組に対する今年度の成果も、達成すべきレベルとして設定された水準を満たすものとなっており、担当課による事業の方向性の評価と達成度に対する評価は極めて妥当なものであると考えられる。

## 2 改善点等の提言

- 校内サポートルームの充実及び拡大を図ること。
- 全ての不登校児童生徒に対する学校内外の関係機関等との連携強化策の構築を図ること。
- 不登校児童生徒に係る評価基準（目標）を見直すこと。  
(評価基準の例：全ての不登校の児童生徒が、学校内外の関係機関等において、相談や支援を受けている割合)
- 当事業は、十分な成果を上げていることから、基本的には、改善工夫を加えながら、また、その成果検証をしながら、しっかりと進めていってもらうことが重要である。
- 児童生徒への学習の保障といった側面からは、すべての児童生徒が教育にアクセスできる状態を保つことが重要である点からすると、仕方のないことではあるが「登校できるようになった割合」が重要な成果指標となり続けているのは、登校促進が暗黙のゴールになっていることを示唆するものとなってしまい、教育提供の多様性に目を向けることを妨げる方向に働くてしまう可能性もあることから、より多様化した成果指標の設定に取り組むことも重要と思われる。例えば、自己有用感、学びの継続意欲、社会的参加状況などが考えられるかもしれない。
- 校内サポートルーム、支援センター、学びの多様化学校などの重層的な支援の提供が進んでいることは高く評価できる点ではあるが、重層的な支援の提供が効果的に働くためには、児童生徒の状況と提供される支援とのマッチングが重要となる。

今後は、マッチングの在り方、そのために必要な効果的なアセスメントの実施方法、多様な学びの場の広報等の構築・充実も進めていく必要があるだろう。

## 学力向上対策

### 1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 事業目的として、「学力課題」の内容を具体的に表現されることを望む。「学力課題」が2、Do（実施）の課題等とリンクされると、本総括表に繋がりができると考える。
- 目標や調査結果において、小学校と中学校をそれぞれに分けた記述となっていることから、評価において小学校と中学校を一つにまとめることの難しさを感じる。
- 小学校における全国学力・学習状況調査結果においては、国語・算数・理科ともに全国平均を上回っていることから、目標は全国比105ではあるが、一定の成果が表れていると捉えることができる。

一方で、中学校における全国学力・学習状況調査結果においては、目標を全国比100としながら国語・数学ともに全国平均を下回っている。その中でも、国語は経年比較において全国比との差を縮めていることから、取組の成果が表れていると捉えることができる。しかしながら、数学においては差に開きがあり、課題となっている。

- 児童生徒質問調査における「自分にはよいところがある」の肯定的回答において、令和6年度小学校81.5パーセント、中学校81.9パーセント、令和7年度小学校86.8パーセント、中学校86.1パーセントの実態の中で、目標値は小学校85.0パーセント、中学校80.0パーセント

としている。小学校の目標値について、令和7年度の実績はすでに目標値を超えており、また、中学校においても令和6年度及び令和7年度の実績はすでに目標値を超えており、目標値設定の妥当性を考えたときに、全国値との比較が適切ではないかと考える。さらに、実態の数値が小学校よりも中学校の方が高いにもかかわらず、中学校の方が低いことに疑問を感じるが、自己有用感の経年変化が伸びていることは、取組の成果であると感じる。

- 課題において、児童生徒質問調査「授業の内容が分かる」項目における肯定的答の割合が、経年比較では、小学校国語以外の小学校算数・中学校国語・数学が減少していることから、授業手法の改善等を行う必要があると感じる。
- 達成度について、学力調査では、小学校は評価B、中学校は評価Cと判断したが、児童生徒質問調査は、小学校及び中学校ともに評価がBであると考える。このことから総合的な評価としてBは妥当であると考える。
- 方向性については、「現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。」評価bは妥当であると考える。
- これまで長年にわたり、教育委員会内の学力向上推進室においては、学力向上推進員や指導主事が学校を訪問し具体的な指導・助言を十分に行ってきていると感じている。これからは総評に提案されているように、学校の自立性や主体性を促すような支援の方法の見直しも考えていく必要があるのではないかと感じる。
- 高知市教育委員会の学力対策施策は、長年にわたる積極的な取組の蓄積があり、学力向上推進員や指導主事による各学校の学校経営や授業改善への指導・助言により、一定以上の成果を上げていることが確認できる。

今年度においても、達成すべきレベルとして設定している、全国学力学習状況調査の教科に関する調査についての全国平均正答率比について言えば、小学校は国語・算数・理科とも全国平均を上回る。また、児童生徒質問紙調査の「自分にはよいところがある」への肯定的答は、小中ともに目標を上回っており、その成果が確認できる。

経年の課題である中学校の学力に関しては、国語で改善傾向が見られるが、数学では差が拡大し、下位層の割合が多いなどの課題も依然として残されている。

- 以上のことから、担当課の事業の達成度についての「B」評価は妥当であり、特に自己肯定感の向上は高い成果であるといえる。方向性評価「b」についても、中学校数学の下位層対策や学習理解度のばらつきが課題となっているが、学校訪問による支援や研究体制の構築が進んでいることが強調されており組織的な改善努力が見られることから適切であると考えられる。

## 2 改善点等の提言

- 授業において下位層を減少させる手立てや、小中の円滑な接続に向けた支援について、学校を焦点化させモデル校の実践を拡充させる等、具体的な手立てを講じる必要性がある。
- 各校が自ら学び続ける組織となるよう具体的な方策を、校長会等において共有する等、教育委員会が、学校の自立性や自主性を促すような支援を行うことが必要である。
- 家庭学習の充実と支援について、特に家庭に向けての発信として、学校が行うことと家庭に支援してほしいことを、具体的に各学校から学校の実情を踏まえた上で、学校からの発信を行うなどの取組や普及拡大が必要である。

- 総評にも示されているように、学校訪問による支援や研究体制の構築が進んでおり、このことが学力向上の成果に結びついているものと考えられる。したがって、学力向上推進員や指導主事の配置の維持・充実は極めて重要な課題であり、それによる継続的・組織的な学校支援の充実が最も求められる。
- 指摘しておきたい点としては、まず、「見直し」に示されている「1 資質・能力の確実な育成」のA I型デジタルドリルの活用に関して、「児童生徒が必要な学習を自分のペースで積み上げることができるように活用を促進する」とされているが、併せて、個々の生徒のA Iドリルの活用や学習履歴の分析やフィードフィードバック体制を整備することを通して、より効果的な個別最適化された学習支援を実施することなどの検討を求める。

A I型デジタルドリルは、個々の児童生徒の学習履歴の全体をデータとして蓄積でき、また、A Iを活用してそうした履歴の解析もできることから、児童生徒の自己学習に活用するだけではなく、授業における学習指導にも積極的に活用してほしい。併せて、A Iデジタルドリルの活用状況のモニタリングや、それを通した学校間の活用格差への対応なども検討してほしい。

- 2点目は、同じく「見直し」の「3 家庭学習の充実と支援」に示されている、「学習の定着や授業との関連を図った家庭学習、また、児童生徒の興味・関心を促し、授業での学びにつながる事前課題等の取組」である。

改善策として、「家庭に向けて、学習に関する児童生徒の実態や家庭学習の重要性について発信する」ことが挙げられているが、高知市では、G I G Aスクール構想において、「学校と家庭の学びの接続」に取り組んできていることもあり、家庭への広報とそれによる家庭の理解の深化にも大きな注意を払っておかなくてはならないと思われる。

この点に関して、単に重要性を発信するにとどまらず、家庭・地域・学校向けの、家庭学習ガイドラインや家庭学習マニュアルなどを作成して、家庭との更なる連携強化を図ってもらいたい。

## ■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で18年目となりました。

本年度点検・評価対象とした3項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに、点検・評価委員から貴重な御意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この3項目につきましては、それぞれP D C Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子供や保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価の在り方について検討してまいります。



令和7年度教育委員会の  
事務の管理及び執行の状況の

## 点検及び評価結果報告書

発行年月 令和7年12月

発 行 高知市教育委員会

編 集 高知市教育委員会 教育政策課

〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号

電話番号 (088) 823 - 9478 (直通)

令和7年度教育委員会の  
事務の管理及び執行の状況の

**点検及び評価結果報告書**

**高知市教育委員会**